

I 背景

近年の海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応として、プラスチック資源循環の推進が喫緊の課題とされています。

国では、プラスチックの製品設計から処理に関わる全ての主体における取組み(3R+renewable)を促進するためプラスチック全般を対象とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラ新法」という。)が令和3年6月に公布され、令和4年4月1日から施行されました。プラ新法では、プラスチックの循環利用の促進により循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が目指されており、自治体には、容器包装プラスチックに加え製品プラスチックも併せて回収し、再資源化していくことが求められています。

II プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再資源化

【プラスチック使用製品廃棄物に関する用語】

- ※「容リプラ」
容器包装リサイクル法の対象となるプラスチック容器包装廃棄物の略。(レジ袋、発泡スチロール、食品トレイなど)
- ※「製品プラ」
プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物を指す。(じょうろ、ポウル、バケツなど)

①循環経済形成に資するプラ新法を活用したプラスチック資源循環のイメージ



【燃えるごみに含まれるプラスチック使用製品廃棄物の内訳】

組成区分	割合(%)	組成区分	割合(%)
レジ袋	0.76	飲料用ペットボトル(リサイクル対象外)	0.38
発泡スチロール	0.71	家庭用ペットボトル(リサイクル対象外)	0.21
単一プラ(トレイ、じょうろなど)	0.19	プラスチック製玩具(リサイクル不可)	0.61
単一プラ(ざる、ポウルなど)	0.05	その他(リサイクル不可)	0.98
ラップ類	0.27	小計	2.18
食品用容器包装プラスチック	8.08	プラスチック以外	80.3
その他容器包装用プラスチック	2.87	合計	100
フィルム	3.31		
DVD・CD、ビデオカセット	0.09		
その他単一プラ	1.17		
小計	17.5		

②近隣市の状況

近隣市では、プラスチック製容器包装については、市川市、佐倉市、松戸市、鎌ヶ谷市などがステーション回収しており、製品プラスチックについては、千葉市、佐倉市などが拠点回収、四街道市などがステーション回収を行っています。

③組成分析調査

令和6年度に実施した組成分析調査(8月及び10月)の平均では、燃えるごみに含まれるプラスチック使用製品廃棄物は、約19.7%ですが、新たに再資源化が見込める素材の平均は、約17.5%となりました。(詳細は右記)

④分別協力度

プラスチック使用製品廃棄物の分別量は、推計された排出量に対し、想定される分別協力度を乗じることにより推計します。これには、全国的な動向や国のモデル事業、プラスチック分別収集実施自治体における実績からの推計及び令和6年度に実施した市民アンケート調査結果からの推計を基に、これら平均値に近い値となった市民アンケート調査結果の推計値を採用値として、分別協力度は36%としました。

<参考:近隣市における分別協力度の設定>

千葉市:50%、60% (8,333トン/年、10,000トン/年)
船橋市:容リプラ40%、製品プラ50% (7,363トン/年)

⑤プラスチック使用製品廃棄物の排出量と再資源化量

(単位:t)			(単位:t)		
年度	排出量	再資源化量	年度	排出量	再資源化量
R6	1,725	1,444	R13	1,685	1,410
R7	1,671	1,399	R14	1,677	1,404
R8	1,672	1,400	R15	1,681	1,407
R9	1,676	1,402	R16	1,674	1,401
R10	1,674	1,401	R17	1,682	1,408
R11	1,677	1,403	R18	1,670	1,398
R12	1,673	1,400			

III 法で整備された再商品化の手法

プラ新法では、一括回収された製品プラの再商品化の手法として次の制度が整備されています。

再商品化ルート	① プラ新法32条に基づく容リルート	② プラ新法33条に基づく認定ルート
概要	容器包装リサイクル法の仕組みを活用し、容器包装以外のプラスチック製品を含めて容リ協にリサイクルを委託する	再商品化事業者と連携して、再商品化計画を策定し、国の認定を受けてリサイクルを実施する
中間処理(選別・ベール化)	市が負担	事業者との協議による
自治体の費用負担	容リ分を1%、製品プラ分を100%負担	容リ分を1%、製品プラ分を100%負担
事業監視	不要(公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施)	必要
メリット	・プラスチック資源循環が安定的に達成できる ・入札による価格競争性が確保できる	・再商品化事業者・エンドユーザーを選択できる(地域循環経済形成の機会がある) ・再商品化事業者によっては、中間処理が不要となる場合がある
デメリット	・再商品化事業者を選べない(地域循環経済達成が担保できない)、中間処理が必要等 ・中間処理に要する費用が必要 ・応札が遠隔地の事業者のみであると、運搬に伴う環境への影響が懸念される	・事業持続性に対するモニタリングが必要等 ・再商品化事業者との契約は、価格競争性の確保に工夫を要する
県内自治体	木更津市、君津市、佐倉市、四街道市、印西地区環境整備事業組合	なし(R7/12/1時点で全国49団体認定:) 千葉市が申請中

【プラスチック使用製品廃棄物に関する用語】

- ※「容リルート」(プラ新法32条)
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、リサイクルを行う方法
- ※「認定ルート」(プラ新法33条)
市区町村と再商品化事業者が連携して再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けて、再商品化事業者がリサイクルを行う方法

IV 今後の市の取組

本市で収集したプラスチック使用製品廃棄物は、現在、焼却・熱利用しています。プラ新法の施行に伴う、本市に適した分別収集と再資源化における手法について、現在、取りまとめを行っている専門的知見を有する事業者による調査結果に基づき、令和8年度に、本市における廃棄物処理に係る基本的事項を定めた「習志野市 一般廃棄物処理 基本計画」への位置付けを検討していきたいと考えています。